

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
2	未収入金	480,000	売買目的有価証券 有価証券売却益	376,000 104,000
3	当座預金	450,000	未払金	450,000
4	当座預金	15,000,000	資本金	7,500,000
	創立費		800,000	資本準備金
5	不渡手形	415,000	現金	800,000
			現金	415,000

・解説

1. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

2. 有価証券の売却に関する問題です。

本問は平均法により記帳しているので、売買目的有価証券の平均単価を計算したうえで、帳簿価額と売却価額との差額を売却損益で処理します。

1 回目の購入：@400円×100株＝40,000円

2 回目の購入：@450円×400株＝180,000円

3 回目の購入：@500円×500株＝250,000円

平均単価：(40,000円+180,000円+250,000円)÷(100株+400株+500株)＝@470円

有価証券売却益：(@600円－@470円)×800株＝**104,000円**

有価証券の売却に関する問題は、第105回の間2や第107回の間1、第111回の間1、第113回の間2、第116回の間2、第118回の間4、第119回の間3、第121回の間2、第122回の間3、第125回の間2、第137回の間5でも出題されているので、あわせてご確認ください。

3. 銀行勘定調整表に関する問題です。

銀行勘定調整表は見た目がややこしいので、苦手意識を持っている方も多いようですが、ひとつひとつに分けて考えていくと意外に簡単に解くことが出来るので、根気強く取り組んでください。

なお、本問は1つの取引しか出てこないのが簡単ですが、第111回の間5では2つの取引、第123回の間1では3つの取引が出てきて若干ややこしいので、本問を解いた後に併せて確認しておいてください。

ではさっそく問題を解いていきましょう。問題文に「備品購入に伴い生じた未払金の支払いのために振り出した小切手 ¥450,000が金庫に保管されており、未渡しの状況であることが判明した」とありますが、これがいわゆる「未渡小切手」です。

小切手を振り出し、支払いが完了したものとして処理していたが、実は先方に小切手を渡しておらず、金庫の中に小切手が眠っていたので当座預金の減少を取り消すとともに、備品購入に関する未払いについては未払金勘定を使って処理します。

☆参考・既に切っている仕訳

(借) 備品 450,000 / (貸) 当座預金 450,000

★解答・未渡小切手を認識する仕訳

(借) 当座預金 450,000 / (貸) 未払金 450,000

ちなみに、買掛金について未渡小切手があった場合には未払金勘定ではなく買掛金勘定になるので、間違えないように注意してください。

☆参考・既に切っている仕訳

(借) 買掛金 450,000 / (貸) 当座預金 450,000

☆参考・未渡小切手を認識する仕訳

(借) 当座預金 450,000 / (貸) 買掛金 450,000

銀行勘定調整表に関する問題は、第100回の問4や第101回の問1、第105回の問4、第111回の問2、第113回の問4、第115回の問5、第116回の問5、第123回の問1、第125回の問3でも出題されているので、あわせてご確認ください。未渡小切手に関しては、過去問レベルの問題を解けるようにしておけば十分だと思います。

4. 設立時の新株発行に関する問題です。

本問のように「この株式に対する払込金額のうち、会社法の定める最低限の金額を資本金に組み入れた」という指示がある場合は、払込金額総額から資本金組み入れの最低額(=払込金額の二分の一)を差し引いた額を資本準備金として処理します。

実際に計算する場合は払込金額総額 15,000,000 円(=500 株×30,000 円/株)を2で割って、それぞれを資本金・資本準備金で処理するだけです。

なお、最低組み入れ額の規定は「できる」規定なので、必ずしも二分の一が強制されるわけではありません。あくまでも、問題文に指示がある場合にのみ適用されるものなので注意してください(指示がない場合は、全額資本金で処理)

また、創立費とは設立登記までに要した費用をいい、発起人への報酬や定款作成にかかる諸費用だけでなく、新株発行にかかる諸費用も含まれます。

- ・設立時の新株発行にかかる諸費用…**創立費**で処理する
- ・増資時の新株発行にかかる諸費用…**株式交付費**で処理する

本問は、問題文に「設立に伴う登記費用等 ¥ 500,000 と株式発行に伴う諸費用 ¥ 300,000 は現金で支払った」とあるので、800,000 円を創立費で処理します。後者の 300,000 円を株式交付費で処理しないように気をつけてください。

新株発行に関する問題は、第 114 回の問 1や第 120 回の問 2、第 122 回の問 1、第 127 回の問 1、第 130 回の問 4、第 131 回の問 4、第 137 回の問 4、第 140 回の問 1、第 143 回の問 3、第 146 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。なお、本問は第 130 回の問 4とほとんど同じ問題です。

5. 不渡手形に関する問題です。

不渡手形に関しては時系列で仕訳を追っていくと分かりやすいので、順番にひとつずつ考えていきましょう。

まず問題文の「和泉商事に対する買掛金支払いのため、同商事に 2 週間前に裏書譲渡した近江商会振出し、当店宛の約束手形 円 400,000」という一文から、買掛金支払いのために手形を裏書譲渡していたことが分かります。

☆参考・既に切っている仕訳

(借) 買掛金 400,000 / (貸) 受取手形 400,000

その後、問題文の「約束手形 円 400,000 が不渡りとなり、同商事から手形金額とともに、償還請求にかかわる諸費用 円 10,000 と満期日以降の利息 円 5,000 の請求を受けたので現金で支払った。」という一文から、当該手形が不渡りになり償還請求を受けたことが分かります。

ちなみに「償還請求を受ける」というのは、和泉商事に「近江商会さんが手形代金を払ってくれないから、裏書きしたあなたが代わりに責任もって払ってくださいね」と言われたことを意味します。

遡及義務（振出人が手形代金を払わなかったら、代わりに払わなければいけないこと）のある当店は和泉商店から償還請求を受けた場合、とりあえず和泉商店にお金（諸費用・手数料等を含む）を払っておいて、後に、手形の振出人である近江商会に諸費用・手数料等を含めた金額を請求します。

★解答

(借) 不渡手形 415,000 / (貸) 現金 415,000

不渡手形に関する問題は、第 117 回の問 1や第 123 回の問 2、第 128 回の問 5、第 130 回の問 2、第 138 回の問 2、第 142 回の問 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。